日本学生支援機構 奨学金(給付型)のご案内

1 給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、 意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのない よう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

2 給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。 さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処 分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

3 支給額の見直し

毎月の支給額は、前年の所得金額等に基づき、毎年度10月に見直されます。

○支給金額(通信教育以外の課程)

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第I区分	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円
第II区分	19,500円	44,500円	25,600円	50,600円
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	12,800円	25,300円

○支給金額 (通信教育課程)

区分	(国立・公立・私立/自宅・自宅外共通)
第 I 区分	51,000円
第II区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円

※授業形態(印刷教材、スクーリング、放送大学、メディア)、学校の設置者(国公立・私立)、通学形態(自宅通学・自宅外通学)に関わらず、上表の額が年1回振り込まれます。

4 対象となる進学先

給付奨学金を利用できる進学先は、国等から一定の要件を満たすことの確認を受け

た学校(確認大学等)です。確認を受けた学校は、以下のリンクから確認できます。 https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

(表内記号の意味)

○…支給対象 ×…支給対象外 △…支給対象か否かは進学先ごとに異なる

学校種別・課程			支給の可否
	学部・学科		0
大学		通信教育課程・放送大学(※1)	0
		専攻科・別科	×
	学科		0
短期大学		通信教育課程(※1)	0
		専攻科(※2)	\triangle
		別科	×
高等専門学校	4・5年生(※3)		\triangle
		専攻科(※2)	\triangle
専修学校	専門課程(※4)		0
		通信教育課程(※1)	0

- ※1 通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関わらず、年に一度、 年額が一括支給されます。
- ※2 独立行政法人大学改革・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります。
- ※3 高等専門学校は、4年次に編入する場合のみ予約採用の対象となります。
- ※4 専修学校高等課程、一般課程、附帯教育は対象外です。
- ※ 海外の大学等へ進学する場合は対象外です。

5 申込資格

2024年度に大学等へ進学を希望する人で、次の(1)または(2)のいずれかに該当する人が申し込めます。

- (1) 2024年3月に初めて高等学校等(本科)を卒業予定の人
- (2) 初めて高等学校等(本科)を卒業した年度の末日から申込みを行う日までの期間が2年以内の人
 - ※「高等学校等」について、専修学校(高等課程)は3年以上の課程に限ります。 ※2023年秋季に卒業予定の人も対象になります。
 - ※高卒認定試験合格(見込)者も対象になる場合があります。
 - ※外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。

外国籍の人は、次の(1)~(3)のいずれかに該当する人のみ申込みができます。 該当する場合、在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は「在留カード (もしくは特別永住者証明書)のコピー」の提出が必要です。

- (1) 法定特別永住者
- (2) 在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」、又は「永住者の配偶者等」であ

る人

(3) 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

6 学力基準

申込時点で次の(1)又は(2)のいずれかに該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

- (1) 高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること
- (2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること

7 家計基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のすべてに該当する必要があります。(該当しない人は採用されません)。

(収入基準)

【第 I 区分】 あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の<u>支給額算定基準額</u>の合計が100円以上 25,600円未満であること

※支給額算定基準額=課稅標準額×6%-(市町村民稅調整控除額+市町村民稅調整額)

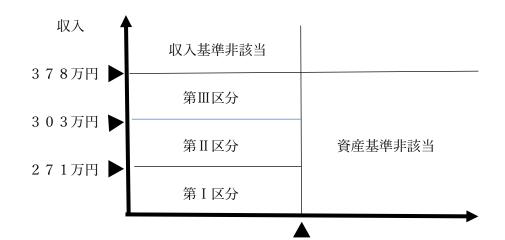
(100円未満切り捨て)

【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(資産基準)

あなたと生計維持者 (2人) の試算額の合計が 2 , 0 0 0万円未満、生計維持者が 1 人のときは 1 , 2 5 0万円未満であること。

【収入と資産について (イメージ)】



8 授業料等の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先決定後に進学先の学校に問い合わせてください。

その他、詳細については、以下の「日本学生支援機構のホームページ」において確認 してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/